

新統一団体信用生命保険制度(新団信)

身体障がい・介護・三大疾病特約付

～ お客さまの幅広いニーズにお応えします! ～

住宅ローン団体信用生命保険に、新たに身体障がい保障・介護保障が登場!

1 お客さまのニーズに応じて、4つの商品プランから選定可能!

●新しい「身体障がい保障」「介護保障」に、「3大疾病保障」を加えた組合せを可能とし、さらに保障を充実しました。また、一定の条件のもと既往の住宅ローン団信*1(死亡・高度障がい保障)や三大疾病特約付団信*2から、身体障がい・介護保障特約付団信等への移行が可能*3です。ただし、移行できる期間は3年程度を予定しております。

*1 「第二地銀協統一団体信用生命保険制度『住宅ローン団信』(以下「住宅ローン団信」)

*2 「第二地銀協三大疾病特約付統一団体信用生命保険制度(以下「三大疾病団信」)

*3 一定の手続きが必要となります。また、移行時のお客さまの健康状態等により移行できない場合があります。

▶新団信の商品ラインナップ

			3大疾病
		介護	介護
身体障がい(1~3級)	介護	身体障がい(1~3級)	身体障がい(1~3級)
死亡	死亡	死亡	死亡

※取扱銀行によりご提供できる商品は異なります。

2 保険金のお支払事由がわかりやすくなり、保障内容も充実!

●新団信では、既往の団信の保障対象である「高度障がい」に替えて、保険金のお支払事由を公的な保障制度である「身体障害者手帳制度」に連動させる「身体障がい保障特約」と、「公的介護保険制度」に連動させる「介護保障特約」により、どのような場合に保険金が支払われるのかがわかりやすくなっています。

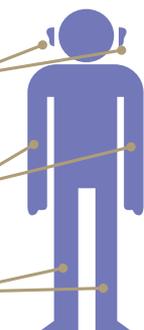
*公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

▶身体障がい状態の例

両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(3級)

両上肢の機能を全廃したもの(1級)

両下肢の機能の著しい障がい(2級)



▶公的介護保険制度における要介護状態の区分

心身の状態の目安	
軽度	1 立ち上がりや歩行が不安定。排泄・入浴等に部分的介助が必要。
	2 立ち上がりや歩行等が自力では困難。排泄・入浴等に一部または全面的な介助が必要。
要介護	3 立ち上がりや歩行等が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱等に全面的な介助が必要。
	4 日常生活能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣服の着脱等全般に全面的な介助が必要。
重度	5 日常生活全般について全面的な介助が必要。意思の伝達も困難。

※2018年7月現在の身体障害者福祉法に基づきます。

厚生労働省「介護保険事業状況報告」

次ページの保障内容をご参照ください

*介護保障特約付団信保障対象

3 日常生活に潜む身体障がいのリスク! 自分は大丈夫と思いませんか?

●障がいのリスクは決して他人事ではありません。健康でも交通事故やスポーツ中の事故でも身体障がい状態になる可能性があり、実は身近なリスクなのです。

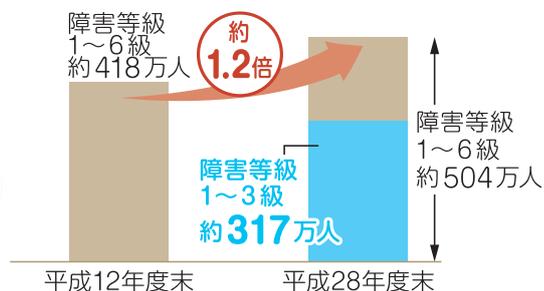
18歳以上の身体障がい者認定者数(1~6級)について見ますと、平成28年度末現在認定総数が約504万人となっています。

この数は平成12年度末の約418万人と比較して約1.2倍となります。

このうち、本団信において保障対象となる1~3級で約317万人と6割超を占めています。(※)

(※)厚生労働省「福祉行政報告例」平成28年度、「平成12年度社会福祉行政業務報告の概要」

▶身体障がい者認定者数(18歳以上)



4 要介護認定者数は増えています!

●要介護認定者数は平成28年12月末時点で、平成12年4月末に比べ2倍以上になっています。(※1)

また、要介護状態に備えておきたい金額の目安は3年間で約513万円、5年間で約796万円、10年間で約1,504万円と介護が長期間になれば大きな費用がかかることもあります。(※2)

一方、国の公的介護保険制度は39歳以下は対象外で、40歳~64歳では一部の人しか給付対象とはなりません。このため、自助努力による備えが必要となります。

(※1)厚生労働省「介護保険事業状況報告」(暫定)(平成12年4月末分)(平成28年12月末分)

(※2)日本生命調べ 2014年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算

▶要介護認定者数

要介護2~5で7割以上を占めています。



●第二地銀協 新統一団体信用生命保険制度(新団信)の概要

項目	内容
加入対象者	住宅ローン等債務者
加入年齢	<p>【身体障がい・介護保障特約】のみの場合： 加入日現在において満年齢で15歳以上71歳未満(継続最高年齢は81歳まで)</p> <p>【身体障がい・介護・3大疾病保障特約】の場合： 加入日現在において満年齢で15歳以上51歳未満(継続最高年齢は75歳まで)</p>
保険金額の上限	<p>1億円</p> <p>●新団信で1億円までとなります。また、新団信と、住宅ローン団信・3大疾病団信と合算して2億円以内となります(各会員行からの借入分の債務残高合計)。 なお、既往の3大疾病団信に加入している場合、新団信における身体障がい・介護・3大疾病保障特約は既往の3大疾病団信と合算して1億円以内となります。</p> <p>●身体障がい・介護・3大疾病保障特約は、融資金額(保険金額)が3,000万円超となる場合、所定の「健康診断結果証明書」が必要になります。</p>
保障開始日	「融資実行日」または「引受生命保険会社にご加入を承諾した日」のいずれか遅い日
保障内容(保険金額)	<p>死亡保障のほか、次のとおり、身体障がい保障特約、介護保障特約ならびに3大疾病保障特約を組合せた特約ごとに定める、それぞれの所定のお支払事由に該当したときの住宅ローン等債務残高相当額(*)。</p> <p>○身体障がい保障特約</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「身体障害者福祉法」に定める1～3級の障がいに該当し、その障がいに対する「身体障害者手帳」の交付があったとき。 <p>○介護保障特約</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公的介護保険制度に定める要介護2以上に該当していると認定されたとき、または事務幹事会社所定の要介護状態が180日以上継続したと診断確定されたとき。 <p>○3大疾病保障特約</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間中に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。 また、保障開始日より前に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合や、保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)および当該悪性新生物(がん)の再発・転移等はお支払いの対象とはなりません。 ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき。 ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の病院または診療所において所定の手術を受けたとき。(平成27年11月1日以降の手術日が対象) <p>*死亡保険金・身体障がい保険金・介護保険金・3大疾病保険金のうち、いずれかの保険金をお支払いした場合には、以後その他の保険金はお支払いできません。</p> <p>☆死亡保障(主契約)と上記特約を組合せた以下の4パターンを取扱います(ただし、取扱銀行によっては一部取扱わないパターンがあります)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①死亡・身体障がい(1～3級)、②死亡・介護、③死亡・身体障がい(1～3級)・介護、④死亡・身体障がい(1～3級)・介護・3大疾病

(注1) この保険は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行(取扱銀行)を保険金受取人、会員行の住宅ローン等債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に所定のお支払事由に該当した場合に、会員行が生命保険会社から受取る保険金をもって、被保険者の住宅ローン等債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

(注2) ご加入・保障内容(保険金をお支払いできない場合を含む)等の詳細につきましては、「加入申込書兼告知書」に添付の『ご加入にあたって(「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて」「正しく告知いただくために)』を必ずご確認ください。なお、加入申込時には『加入申込書兼告知書』のご提出にあたって「ご使用のうえチェックをお願いいたします」。



ご加入を希望される方は、加入申込時の重要事項説明を十分にご確認ください!

一般社団法人 第二地方銀行協会

団体信用生命保険契約の詳細内容および加入手続きについては取扱銀行までお問合せください。

【事務幹事会社】 日本生命保険相互会社

《「障がい」の表記》

当ご案内では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。